年金指定定期預金

（2026 年 4 月 1 日現在）

1．商品名と概要	年金指定定期預金 公的年金（企業年金・iDeCo を含む）の受け取りを当庫にご指定の方を対象に上乗せ利率でご利用いただける定期預金です。
2．ご利用いただける方	個人のお客さま ＊対象者…公的年金（企業年金・iDeCo を含む）の受け取りを当庫にご指定の方。
3．期間	【定型方式】 ・単利型：1 年、3 年、5 年 ・複利型：3 年、5 年 ＊満期時は、お預入時のご指定により、自動継続（「元金継続」、「自動解約（通帳口）」）、現金払い
4．お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	一括してお預け入れいただきます。
(2) お預け入れ金額	1 円以上 1,000 万円以内
(3) お預け入れ単位	1 円単位
5．払い戻し方法	満期日以後に一括して払い戻しいたします。
6．利息	
(1) 適用金利	お預け入れ時または自動継続時のスーパー定期預金または大口定期預金の店頭表示の利率＋当庫所定の上乗せ金利を満期日まで適用します。 ・ 満期（継続）時に当庫で継続して年金のお受け取りをいただいている場合、店頭表示の利率＋当庫所定の上乗せ金利にて自動継続いたします。 ・ 満期（継続）時に上記２.「ご利用いただける方」の対象者の条件を満たしていない場合は、満期時点の店頭表示の利率に変更して自動継続いたします。
(2) 利払い方法	【単利型】 ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して利払いいたします。 ・ 預入期間 2 年以上のものは 1 年ごとの応当日に中間利払いをいたします。 中間利払時の利率･･･約定利率×70％（小数点第 4 位以下切り捨て） ・ 中間利払利息を差し引いた利息の残額は、満期日以後に元金とともにお支払いいたします。 【複利型】 ・ 半年複利で計算し、満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
7．税金	・ 20.315％の源泉分離課税（国税 15.315％・地方税 5％） ＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315％の源泉分離課税（国

<table>
<tr><td></td><td>税 15.315%、地方税 5%）となります。
＊ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</td></tr>
<tr><td>8．手数料</td><td>――――</td></tr>
<tr><td>9．付加できる特約条項</td><td>・ 自動継続の定期預金を、総合口座取引の担保定期預金として組み入れ、総合口座の普通預金口座からの貸越（残高がマイナスになること。当座貸越といいます。）を利用することができます。
・ 総合口座の当座貸越限度額は、定期預金の合計額（エース預金もご利用の場合は合算します）の 90%（千円未満切り捨て）または 300 万円のうちいずれか少ない金額とします。
・ 貸越利率は、担保とする定期預金の約定利率に 0.50%を上乗せした利率となります。なお、担保預金が複数ある場合には定期預金利率の低い方から適用されます。</td></tr>
<tr><td>10．満期日前解約（中途解約）の取り扱い</td><td>・ 満期日前に解約（中途解約）する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切り捨て）により計算した利息とともに払い戻しいたします。
・ 中間利払い済みである場合、利息計算の結果、支払済みの中間利息が中途解約利息額を上回る場合があります。その場合、利息の差額分は解約元金から控除いたします。
【預入期間：1 年もの】
<table><tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>6 か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×30%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>6 か月以上 1 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr></table>【預入期間：3 年もの】
<table><tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>1 年未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×20%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>1 年以上 1 年 6 か月未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>1 年 6 か月以上 2 年未満</td><td>約定利率×50%</td></tr><tr><td>2 年以上 3 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table>【預入期間 5 年もの】
<table><tr><th>中途解約日までの預入期間</th><th>中途解約利率</th></tr><tr><td>1 年 6 か月未満</td><td>中途解約日における普通預金の利率または約定利率×10%のいずれか低い利率</td></tr><tr><td>1 年 6 か月以上 3 年未満</td><td>約定利率×20%</td></tr><tr><td>3 年以上 4 年未満</td><td>約定利率×40%</td></tr><tr><td>4 年以上 5 年未満</td><td>約定利率×70%</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>11．預金保険制度</td><td>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。</td></tr>
<tr><td>12．金利情報の入手方法</td><td>店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただくか、窓口にお問い合わせください。</td></tr>
</table>

13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談･苦情･お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：四国労働金庫　お客さま相談センター】0120-505-690 受付時間　平日　午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https:// www.shikoku-rokin.or.jp
14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客さま相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客さま相談センターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288 受付時間　平日　午前 9 時～午後 5 時
15. その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 ・ 一部払い戻しはお取り扱いできません。 ・ 年金の受け取りを当庫にご指定の方、または、当庫が運営管理機関となる 60 歳以上の iDeCo（個人型 DC）運用指図者の方、または当庫普通預金口座にて年金をお受取りいただくために年金裁定請求書・支払機関変更届を提出された方を対象としますので、受入の際は年金の振込履歴の確認、年金証書等をご提示いただきます。詳しくは窓口等にお問合せ下さい。 ・ 上乗せ利率は、見直しする場合があります。見直しを行った場合は、満期（継続）時より見直し後の上乗せ利率が適用されます。

四国労働金庫